

議案第 1 1 号

八幡浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

八幡浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 1 7 年条
例第 2 0 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

退職報償金支給額表

単位：千円

階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び 班長	団員
5 年以上 10 年未満	239	229	219	214	204	200
10 年以上 15 年未満	344	329	318	303	283	264
15 年以上 20 年未満	459	429	413	388	358	334
20 年以上 25 年未満	594	534	513	478	438	409
25 年以上 30 年未満	779	709	659	624	564	519
30 年以上 31 年未満	979	909	849	809	734	689
31 年以上 32 年未満	1, 019	949	887	846	768	723
32 年以上 33 年未満	1, 059	989	925	883	802	757
33 年以上 34 年未満	1, 099	1, 029	963	920	836	791
34 年以上 35 年未満	1, 139	1, 069	1, 001	957	870	825
35 年以上 36 年未満	1, 179	1, 109	1, 039	994	904	859
36 年以上 37 年未満	1, 219	1, 149	1, 077	1, 031	938	893
37 年以上 38 年未満	1, 259	1, 189	1, 115	1, 068	972	927
38 年以上 39 年未満	1, 299	1, 229	1, 153	1, 105	1, 006	961

39年以上40年未満	1,339	1,269	1,191	1,142	1,040	995
40年以上41年未満	1,379	1,309	1,229	1,179	1,074	1,029
41年以上42年未満	1,419	1,349	1,267	1,216	1,108	1,063
42年以上43年未満	1,459	1,389	1,305	1,253	1,142	1,097
43年以上44年未満	1,499	1,429	1,343	1,290	1,176	1,131
44年以上45年未満	1,539	1,469	1,381	1,327	1,210	1,165
45年以上	1,579	1,509	1,419	1,364	1,244	1,199

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

勤務年数が30年を超える消防団員が増加していることに鑑み、退職報償金の支給に係る勤務年数の区分を細分化し、及び支給額を見直すことにより、消防団員の処遇を改善するため。